

## 清川村住宅取得奨励金返還基準

### (目的)

第1条 この基準は、清川村住宅取得奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条に規定する奨励金の返還について、返還額の決定に係る基本的な考え方を定めることにより、公平性及び透明性を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

### (返還額の決定)

第2条 要綱第9条第1項各号のいずれかに該当することを理由として、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合における返還額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 要綱第9条第1項第1号に該当する場合 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたものであることから、交付した奨励金の全額を返還させるものとする。
- (2) 要綱第9条第1項第2号に該当する場合 奨励金の交付決定日から起算して10年間において、村税その他の納付金を納期限から1年を超えて滞納している場合は、当該納付金の納期限を経過した時点における奨励金の交付決定日からの経過年数に応じ、次条に定める返還額の算定方法により算出した額を返還させるものとする。
- (3) 要綱第9条第1項第3号に該当する場合 対象住宅から住所を異動した日までの奨励金の交付決定日からの経過年数に応じ、次条に定める返還額の算定方法により算出した額を返還させるものとする。
- (4) 要綱第9条第1項第4号に該当する場合 この要綱の規定に違反したと認めたときは、交付した奨励金の全額を返還させるものとする。
- (5) 要綱第9条第1項第5号に該当する場合 奨励金の交付決定内容及びこれに付した条件に違反したと認めたときは、交付した奨励金の全額を返還させるものとする。
- (6) 要綱第9条第1項第6号に該当する場合 奨励金を交付することが適当でないと村長が特に認めたときは、交付した奨励金の全額を返還させる。

### (返還額の算定)

第3条 前条第3号及び第3号に規定する返還割合は、奨励金の交付決定日から、同条各号に定める返還事由が生じた日までの経過年数に応じ、次の表のとおりとする。

| 交付決定日から返還事由が生じた日までの経過年数 | 返還割合 |
|-------------------------|------|
| 1 年未満                   | 100% |
| 1 年以上 2 年未満             | 90%  |
| 2 年以上 3 年未満             | 80%  |
| 3 年以上 4 年未満             | 70%  |
| 4 年以上 5 年未満             | 60%  |
| 5 年以上 6 年未満             | 50%  |
| 6 年以上 7 年未満             | 40%  |
| 7 年以上 8 年未満             | 30%  |
| 8 年以上 9 年未満             | 20%  |
| 9 年以上 10 年未満            | 10%  |
| 10 年以上                  | 返還なし |

2 前条第 2 号及び第 3 号に規定する返還額は、交付した奨励金の額に前項に規定する返還割合を乗じて得た額とする。

3 前項の規定により算出した返還額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

#### 附則

この基準は、令和 8 年 9 月 14 日から施行し、同日以後に返還事由が生じたものについて適用する。